

ベビー&キッズシッターサービス利用規約(一般会員様)

有限会社ウィズ(以下「当社」)では、お客様に安心してベビー&キッズシッターサービスをご利用いただく為に、ベビー&キッズシッターサービス利用規約(以下「本規約」)を定めるものといたします。

第一章 総則

第1条 (名称及び所在地)

ベビー&キッズシッターサービスとは、当社が認めたベビー&キッズシッター(以下「スタッフ」)が提供する乳幼児保育および学童保育の委託・請負をいいます。(以下総称して「本サービス」)
本サービスの本部は、埼玉県久喜市下早見 1125-33 内におきます。

第2条 (目的)

本サービスは、保護者の「子育て方法」「教育方針」「子どもの最善の利益」(子どもの権利条約に準ずる)を尊重しながら、スタッフが乳幼児ならびに児童(以下「お子様」)を一時的に預かり保育することを目的とします。

第3条 (対象)

ご指定の場所(一般家庭、企業、ホテル等)における、0歳から12歳までのお子様を対象としています。
保育基準として必ず0歳児1人につき1人のベビーシッターを適切に配置いたします。

第4条 (適用および運営)

本規約は、当社が提供する本サービスの利用者(以下「お客様」)すべてに適用されます。なお、本サービスの運営・管理は当社が行います。

第二章 一般条項

第5条 (一般会員登録)

「登録申込書・同意書」に記入・提出されたお客様を会員として登録し、サービスを提供いたします。その際、年間事務手数料(以下「年会費」)として3,000円(税別)を頂きます。一旦納入された年会費は、いかなる理由があっても返還いたしません。

第6条 (会員資格期間)

当社はお客様からの申し出をもって登録抹消の手続きを行います。申し出のない場合は、最終の年会費納入から6ヶ月経過を目安に、登録申込書・同意書は責任をもって破棄いたします。

第7条 (サービス提供時間帯とサービス地域)

埼玉県北東部を中心に(秩父、西部を除く)周辺市町村を中心に、6時~22時まで365日サービスの相談に應じています。

第8条 (サービスの種類)

本サービスには、以下の3つのプランがあります。

- ① ベビー&キッズシッター
生後1ヶ月以上のお子様のお世話。家事支援(第20条参照)のオプションを追加することができます。
- ② 産前産後ケア
産前産後の家事のお手伝い、新生児や上のお子様のお世話、沐浴など。
生後1ヶ月までのお子様がいらっしゃるお宅でのサービスは、産前産後ケアとなります。
- ③ ラグジュアリープラン
産後1ヶ月を超えて家事を希望される場合。

第9条 (利用方法)

- ① 完全予約制となります。当社へ予約日時をご連絡ください。
- ② 予約は2時間以上、その後は30分単位で受付けます。
- ③ 本サービスは、複数のスタッフによる担当制になりますが、ご指名にお応えする場合もあります。
- ④ 予約の集中する時間帯や、病気が流行している時期など、スタッフの年齢・資格・経験等がご希望に添えない場合がございます。お客様のご要望には出来る限りお応えしたいと考えておりますので、日時の余裕を持ってご予約ください。(前月20日を目安として、次月シフトを作成しています)
- ⑤ スタッフへの直接の依頼や変更、キャンセルなどは、正式受付とみなされません。必ず当社へご連絡ください。

第10条 (利用料金)

本サービス利用料金は、基本料金・割増料金・その他手数料から構成されます。詳細については「ベビー&キッズシッターサービス料金のご案内」に定めます。

第11条 (交通費・割増料金・その他手数料)

- ① スタッフ1名あたりの往復交通費は実費計算とします。なお、公共交通機関を利用しての移動が困難な時間帯や地域、天候の場合は、相談の上、スタッフの車・タクシーを使用し実費精算となります。スタッフが車を使用の場合は、1km30円とします。
- ② 送迎等お子様を連れての移動で発生したスタッフの交通費(電車・バスの運賃、およびタクシー代等)は実費精算させていただきます。スタッフに直接渡せない場合は、利用料金と共に後日ご請求となります。
- ③ 交通費・割増料金・その他手数料を実費精算いたします。
- ④ お客様宅の駐車スペースをお借りできる場合、担当スタッフが自家用車で伺うことがあります。また、状況、条件によっては周辺の駐車場代をご負担いただく場合がございます。
- ⑤ 急な依頼や長時間の保育でスタッフが交代する場合や、お子様の人数により複数のスタッフで担当する場合は、スタッフの人数分の交通費、割増料金等を請求いたします。

第12条 (チケット等のご購入と購入後のチケットについて)

- ① ご利用目的に合ったチケットをご購入いただきます。
- ② ご利用日当日に、チケット・交通費・割増手数料・その他立て替費用や手数料をスタッフに直接御支払ください。
なお、月末締めでご請求させて頂く場合もあります。
- ③ ビジターは、ご利用日当日に集金させていただきます。
- ④ ご利用の頻度が少ない場合は、当日に集金させていただきます。
- ⑤ ご購入されたチケットはいかなる理由があっても返金いたしません。
- ⑥ ご購入されたチケットはいかなる理由があっても譲渡・再発行は出来ません。

第13条 (受付時間)

予約は電話、メール、FAXにて受付けております。

- ① 電話
電話での予約受付時間は、月曜から金曜(祝日除く)9:00~17:00となります。(以下「営業時間」)
営業時間外は留守番電話にお願いします。
- ② メール
ホームページの「ご予約フォーム」またはメールにて24時間受付けております。
- ③ FAX
24時間受付けております。

①～③いずれも、営業時間外（早朝・夜間・日祝日等）に受付けた予約に対する当社からの回答は翌営業時間内となります。

- ④ 急な予約や変更、キャンセルは電話でご連絡ください。
- ⑤ 予約のご連絡が前日の17時を過ぎると当日オーダー料として500円をお支払いください。

第14条（変更）

予約時間を2時間以上の延長、あるいは短縮する場合は前もって当社へご連絡下さい。変更連絡された時間帯や内容により、別途変更料が発生する場合があります。変更料は、変更に係る手数料としてお支払いください。

- 1. ご利用日の前日17時までの予約変更につきましては、変更料は発生しません。
- 2. サービス開始の5時間前以降は、予約時間・お子様人数などの縮小変更はご遠慮ください。

第15条（キャンセル）

予約をキャンセルする場合は前もって当社へご連絡ください。キャンセル連絡された時間帯により、別途キャンセル料が発生します。キャンセル料は、キャンセルに係る手数料としてお支払いください。

- 1. ご利用日の前日17時までのキャンセルにつきましては、キャンセル料は発生しません。
- 2. 前日（前日の17時以降）または当日になって、キャンセルされた場合のキャンセル料は、1時間～最高3時間のチケット代金をお支払いください。
 - ① 当日、早朝・夜間・日祝日のキャンセル連絡は必ず電話でご連絡ください。
 - ② 第18条の第4、5、6、7項は、当社及びお客様の双方の合意により、予約を白紙とすることが出来ます。

第16条（利用上の留意点）

- ① お子様の安全確保が最優先となりますので、保育中における家事等はお受けしておりません。但し、条件によっては家事支援として家事をお受けする場合がございます。（第20条参照）
- ② 送迎の際の移動手段は、公共交通機関、タクシー、徒歩のいずれかとなります。お子様の年齢・体調・人数や天候、距離によっては、安全面を考慮し、送迎手段の変更を申し出る場合があります。やむを得ず、シッターの車を使用する場合は、お客様のチャイルドシートを着用させていただきます。
- ③ 保育に必要な備品（日常使われている哺乳瓶・オムツ・玩具等）はお客様にご用意いただき、無償で使用させていただきます。
- ④ 健康なお子様でも体調が急変することや、おケガをしてしまうことも考えられます。万一の処置はスタッフに一任ください。医師の診察が必要な場合は、スタッフよりご連絡いたします。（もし緊急に連絡がつかない場合、スタッフの判断ですぐに病院へお連れすることもございます。）
- ⑤ 貴重品（現金・貴金属・有価証券等）は、予めお客様ご自身にて安全な場所で保管・管理をしてください。

第17条（お引き受けできない事）

以下の項目は、安全上お引き受けいたしておりません。

- ① お子様を自転車に乗せる。
- ② お客様の車をスタッフが運転する。
- ③ 車での移動の際にチャイルドシートを着装しない、またシートベルトをしない場合など安全を得ていないなどの場合。
- ④ 爪切り、吸引、鼻吸い、耳掃除、浣腸などは、積極的にはお引き受けしておりません。

第18条（提供の制限）

以下の場合、サービスの提供が制限される場合があります。

- ① 予約時に、スタッフのスケジュール等の都合が合わない時
- ② 保育開始時に、お子様の体温が37.5℃以上、または感染症に罹患されている時

- ③ 既往歴があり、通常の保育が困難であると判断した時
- ④ 各種警報が発令され、通常の保育が困難であると判断した時
- ⑤ 震度3以上の地震が短時間に複数回発生し、通常の保育が困難であると判断した時
- ⑥ 局地的豪雨・積雪などにより交通網が混乱をきたし、ご指定の場所に訪問できない時
- ⑦ その他、お子様ならびにスタッフの安全が確保できないと判断される時

第19条 (サービスの停止)

以下の場合、サービスを停止します。

- ① 本規約に違反した場合
- ② お客様の著しい不信行為により、サービスの継続が困難と判断した場合
- ③ 当社所属のスタッフと直接契約を結び実施した場合
- ④ 料金の支払いを1ヶ月分以上滞納し、支払い催告後1ヶ月以内に支払われない場合
- ⑤ 本サービスの実施が終了した場合

第三章 本サービスにおける家事の範囲

第20条 (家事支援)

本サービスはオプションとして家事支援を30分単位で利用することができます。

1. お子様の睡眠中は、常に様子を見守ることができる場所で家事をいたします。
お受けできる内容は以下の通りです。(同室及び隣接する部屋のみ)
- ① 洗濯物のたたみ
- ② 簡易なアイロンがけ
2. スタッフが保育の責を担っていないときは、上記1項の内容に加え、掃除・買い物・調理などの日常家事をいたします。
3. 産前産後ケアやラグジュアリープランにおける家事内容も、上記と同様とします。
4. 家事に必要な備品、消耗品(洗剤等)は、お客様宅にあるものを無償で使用させていただきます。
5. 感染予防のため、スタッフがマスクや手袋を着用します。

第21条 (お引き受けできない事)

本サービスでは、以下のサービスはいたしておりません。

- ① キッチン：排水口より下の掃除。
- ② 浴室：洗い場より1メートルの高さより上、および天井、排水口より下の掃除。カビ取り剤の使用。
- ③ トイレ：小物および陳列台の掃除。
- ④ 洗面所：排水口より下の掃除。
- ⑤ 外回り：庭の手入れ、草取り(30分以上)、植木の剪定、洗車。
- ⑥ 骨董品・絵画・置物・美術品等取扱いに注意を要するものの手入れおよび移動。
- ⑦ ペットのお世話(ペットに係るお掃除・お散歩等)
- ⑧ 大掃除
- ⑨ その他：換気扇を分解しての掃除・網戸の掃除・エアコンクリーニング・ワックスがけ・高所や危険を伴う作業などのハウスクリーニング(掃除業者が行う専門的な作業)に該当する作業。大理石など専門知識が必要な材質の手入れ、官公庁の手続き、ハイターなどの漂白剤を使った作業、大型家具の移動など。

第四章 病児・病後児保育

第22条 (定義)

1. 病児・病後児保育とは、以下のいずれかに該当するお子様をスタッフが一時的に保育することをいいます。
 - ① 37.5℃以上発熱している
 - ② 風邪やその他の病気に罹患している
 - ③ 注意を要する持病がある
 - ④ 入院している
 - ⑤ 病気回復期にあり症状はないが、念のため学校や園を休んでいる
2. 保育中にお子様の体調が急変し発熱した場合は、病児保育とはなりません。

第23条 (利用方法と利用の中止)

1. 利用方法

- ① 病児・病後児をお預かりできるのは、病院で一度受診・診断を受けた後になります。
事前の受診が出来ない場合、スタッフがかかりつけ医・病院までタクシーにて付き添うこともあります。
(交通費や診察代など別途実費にてお支払いいただきます。)
- ② 病児・病後児保育利用中は、保護者と連絡がとれることが前提となります。
- ③ 保育利用中、お子様の病状変化により当社より帰宅要請があった場合、速やかにご帰宅ください。
- ④ 感染予防のため、スタッフがマスクや手袋を着用します。

2. 以下の場合、保育の利用ができない、もしくは中止する場合があります。

- ① 重度の疾患の場合
- ② 保育中に著しく病状が悪化した場合
- ③ 医師が第三者による保育を禁じた場合
- ④ 事前に病児の申し出がなく、訪問後感染症と判明した場合
- ⑤ 感染力の強い感染症に罹っているお子様に関しまして、お断りする場合がございます。

第24条 (医療行為)

1. スタッフは、医療又はそれに準ずる行為は原則として行うことができません。やむを得ず、スタッフが保護者に代わって与薬を代行する場合は、与薬依頼書へ必要事項を記入することが必須となります。その場合、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、その結果について当社及びスタッフは一切の責任を負わないものとします。なお、スタッフが病状に応じて与薬することはできません。
2. 保育中にお子様の病状が悪化した場合、保護者に相談なく医療機関を受診する場合があります、その場合の報告は事後となることがあります。また、緊急を要すると判断した場合は、保護者の許可なく救急車の手配などを行います。

第五章 その他

第25条 (保険の適用)

本サービスでは、事故の発生を未然に防止するため最大限の注意義務を尽くしておりますが、万一の場合に備えて賠償保険に加入しています。ただし、お子様の持病や当日の体調について事前に報告漏れがあった場合の体調悪化や突然死、予測のつかない不可抗力による事故・天災等による事故につきましては、賠償保険金が支払われない場合があります。賠償対象はあくまでも依頼されたお客様のお子様に限ります。

物損事故は、償却年数により保険会社の査定額での賠償となります。また、自然消耗や耐久年数切れによる破損の場合は責任を負いかねます。

第26条 (鍵のお預かり)

お客様から鍵をお預かりする場合には、別途鍵預かり証を発行し、善良なる管理責任を持って保管・使用させていただきます。サービス提供時以外に使用することはありません。また、当社は鍵の複製は行いません。必要な時はお客様にてご用意ください。お客様から求められた場合、また、本サービスを終了する場合には、速やかにお預かりした全ての鍵をお返しいたします。

第27条 (個人情報の取扱い)

お客様の個人情報(登録申込書・同意書など)は、個人情報保護法に基づき、守秘義務を遵守し、必要最小限の範囲内で当社のみにて使用いたします。外部等に漏洩することはありません。

第28条 (免責)

以下に定める事由により生じた損害について、当社は責任を負いません。

- ① 本サービスを提供するにあたり、お客様より申告されたお子様の既往歴、状態の虚偽、または重要事項の申告漏れにより保育の中断をしなければならない時
(この場合はキャンセル扱いとなり、キャンセル料が発生します。)
- ② 本サービスの契約に含まれないお子様が同行された時
- ③ 公共交通機関の遅延などによる不可抗力な事由により到着が遅れた時
- ④ 災害・事変等会社の責めに帰すことのできない事由が発生した時
- ⑤ 裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの利用に遅延または不能等が発生した時
- ⑥ 戦争等の事態が発生した時

第29条 (本規約に定めのない事項)

本規約に定めのない事項については、児童福祉法令及びその他関係法令の定めを尊重し、双方が誠意を持って協議の上、決定します。

第30条 (本規約等の変更)

当社は、本規約等を任意に改定できるものとします。本規約等の改定は、改定後の本規約等を当社所定のサイトに掲示した時にその効力を生じ、お客様は改定後の本規約等に従うものとします。また、本サービス開始時には、本規約すべての記載内容について、同意されたものとみなします。

第31条 (準拠法、裁判管轄)

本規約は日本国法に基づき解釈されるものとし、本規約に関連して訴訟の必要を生じた場合は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025年4月1日現在